

遺言では実現できない新たな相続対策シリーズ⑧

事例紹介：実家の管理(親が一人暮らし) 相談者：長女60歳(母84歳、次女58歳)

【状況】お父様が他界しており、古い一軒家に一人暮らしをされているお母様を心配に思っている長女様からのご相談です。お母様の足腰が最近悪くなってきており、将来高齢者施設への入居を考えています。財布や通帳がどこにあったかわからなくなる等、お母様の物忘れが最近増え、認知症の程度が進んでいることを心配しています。

では、5月号の続きです。「民事信託を使った場合」はどのようになるのでしょうか？

所有者であるお母様を委託者、長女様を受託者、実際に権利をもつお母様を受益者とし、お母様の自宅と金融資産を信託財産とする信託契約を締結することになります。委託者と受益者がお母様であり、名義だけを受託者である長女様とする信託契約をしているため、不動産取得税、贈与税や譲渡所得税等は発生しません。徐々に判断能力が低下しつつある状態でも、信託を利用することで、数年にわたっての日常生活費の送金、自宅の管理や修繕、高齢者施設へ入所後の処分等の行為も信託契約で決めた目的に従い、受託者である長女様の判断でお母様の財産を自由に処分、活用することができます。自宅を売却した時の売却代金は、受益者であるお母様のものであるため、その管理を受託者である長女様が行い、お母様の生活費等のために使うことが可能となります。最終的にお母様が他界した場合には、死亡時に残った信託財産(自宅と現金、自宅を売却していた場合には、残った現金)を相続財産として相続人が取得することになります。

では、今回の事例は、「高齢者アパートオーナーの資産管理」について紹介させていただきます。

やまびこグループ
司法書士/行政書士/相続資産コンサルタント
進藤 裕介

ちょっとひといき

私の毎朝はお弁当作りから始まります。そんな毎日思えば色々と考えさせられることもありました。

例えば子供が小学校低学年の頃の遠足の日。その日の日記に「お母さんのお弁当はお母さんの味がして美味しかったです」と。それは美味しかったですよね…。「日本のお母さんの味」をうたったお惣菜を詰めていたのだから…。

そんな子供の素直な感想に心が痛くなり、それからというもの、なるべく栄養のある手作りを心がけて作ってきました。どうしても忙しい時には冷凍食品や出来合いのものにも頼ることもありました。そんな時に限って普段はお弁当の感想を言わない息子から「手を抜いたな」とわざわざライン連絡がきたことも(笑)。確かに今日は……と思っていたおかずでしたが、子供にはしっかりと気付かれていました。

キャラ弁に初チャレンジした時には、力を入れた分、良い反応が返ってくるのでは…、と帰宅を心待ちにしていました。しかし帰ってきたものの無反応な子供。反応を待ちきれずこちらから「今日の弁当はどうだった？」と聞いてしまいました。「別に、いつもの」とのこと。その反応にあれ？と思い「今日のは〇〇のキャラだよ」と説明をするとへんなところにチーズがあったと。どうやらワンパク坊やに持たせたキャラ弁は弁当箱の中で揺すられた結果、作ったチーズの目は違うところへ転がり、何が何やらだったようです(+_+)…きちんと貼り付けるのは難しいものですね。

そしてキャラ弁に再びチャレンジ！オムライスの上に、海苔とチーズで目と体を、口はニンジン、ホホはケチャップで飾りました。写真の通りなかなかの出来栄え。今日のキャラ弁はうまくいった！と朝から上機嫌になり、その日一日は子供の反応が早く見たくて帰りが待ち遠しいなんてこともありました。返ってきた反応は薄かったのですが、以前と違いきちんとそのキャラクターがわかったようで一先ず大満足な私でした。毎回のお弁当は残さず綺麗に食べて帰ってくるのでそれだけで作り甲斐はあります。

そんな今では子供も大きくなったため、可愛さではなく量。とにかく肉！味より愛情？(笑)を心がけ、思いを込めながら、これからこの先、このお弁当作りが何年続くかわかりませんが頑張りたいと思います。



岩佐いほり

葬儀の現場から ~偲ぶコーナー~

皆さんは会葬に見えられた際、ホールに故人様の写真や愛用品、好物などを飾っているのを目にしたことはありませんか？

故人様の在りし日の姿を偲ぶ「偲ぶコーナー」として場を設けているのですが、こちらに飾られている品々は、ご家族様からお預かりしたのもあれば、代わりにこちらでご用意することもあります。今回は、以前担当させていただいたご家族様の「偲ぶコーナー」についてお話したいと思えます。



ご家族様とお話していく中で、故人様であるお母様はお寿司が大好きだったと教えていただきました。種類を確認すると「お寿司なら何でも大好き」とのことでしたので、葬儀の準備でお忙しいご家族様に代わり、ちらし寿司やにぎり寿司をこちらで準備していました。通夜後、ご納棺で故人様がお出掛けによく着ていた服や帽子、手作りのバッグなどを入れていたのを見て、用意したお寿司をそのままに皿に盛るよりも行楽弁当のようにできないかと思い、翌日スタッフのアイデアでお寿司を手塚風にしてお弁当箱に詰めました。

お弁当を偲ぶコーナーに飾る前にご家族に見ていただくと、お孫さん達が「おばあちゃんの好きなものばかり入っている。すると後から来られたご親族様がそれを見て、「これと同じようにお供えすることはできないですか」と真空パック入りの鰻の蒲焼を持って来られました。再びスタッフのアイデアで今度は鰻丼にし、また、お弁当だけでは寂しいからと周りに花や雑貨を飾ったり……。スタッフ一丸、知恵を出し合って作成した偲ぶコーナーは、ご遺族やご親族皆さんに喜んでいただける結果となり、故人様の思い出話に花が咲いたそうです。

大切な人が亡くなった時、遺された方は大きな悲しみを体験します。その悲しみ(悲嘆…グリーフ)を受けとめ、立ち直っていく心の作業を「グリーフワーク」といい、葬儀はグリーフをケアするきっかけや時間であると言われています。遺された人達が死別体験を共有・共感することで、それぞれの心の痛みや悲しみが癒されていくのです。深い悲しみを一人で乗り越えていくことは、たやすいことではないと思います。



私たちドリーマーは葬儀に係わる者としてご遺族の悲しみに寄り添い、サポートすることを使命とし、遺された人達にとっての共有・共感の場である葬儀という儀式を大切に執り行いたいと思います。



白石 弥生

ドリーマー社員大募集!!



お仕事をお考えの方!! 私たちと一緒に働きましょう!! 未経験からはじめたスタッフがほとんどです。知識経験がなくてもマンツーマン指導でしっかりと仕事を覚えることが出来る環境です。ご連絡をお待ちしております。

【正社員】 葬祭部 基本給 187,000円~293,000円(その他諸手当あり)
(休日/月7日、有給あり、賞与年2回、社保完備)

【葬祭献茶スタッフ】 時給 1,000円~1,200円(研修期間有り)

セレモニーにおける会館でのお飲み物のお配りや、式場のご案内など接客が主な仕事です。

まずはお電話を!!

募集に関するお問い合わせは
0897-35-1110
担当 戸田

まほろば

2月
令和3年

第83号

52th
since 1968
maihoroba corporation



株式会社ドリーマー
ご葬儀かわら版

0120
44-5880